No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	2	11	2		保険の付保	「保険証券の原本又はその写しを市に提出」とありますが、保険証券の発行が保険契約締結の数ヶ月後になる場合、発行後直ちに提出するもしくは保険会社から発行される付保証明書の提出でお認め頂けますでしょうか。	付保証明書の提出後、原本またはその写しが交付された後に直ちに提出をしてください。
2	3	12	2		設計受託者及び下請負人	「・・・該当する者を設計建設業務受託者又は・・・」とありますが、「設計建設業務受託者」の定義がありません。「設計受託者」の誤記でしょうか、それとも「設計受託者及び工事請負人」を意味していますでしょうか。また、工事監理者や調査受託者は含まれるでしょうか。	「設計建設業務受託者」を「設計受託者等」へと修正し、統一いたします。「設計受託者等」の定義については別紙1をご確認下さい。
3	3	12	3			「・・・という。)を設計建設業務受託者又は・・・」とありますが、「設計建設業務受託者」の定義がありません。「設計受託者」の誤記でしょうか、それとも「設計受託者及び工事請負人」を意味していますでしょうか。また、工事監理者や調査受託者は含まれるでしょうか。	「設計建設業務受託者」を「設計受託者等」へと修正し、統一いたします。「設計受託者等」の定義については別紙1をご確認下さい。
4	3	12	4		設計受託者及び下請負人	「・・・・暴力団員等を設計建設業務受託者又は・・・」とありますが、「設計建設業務受託者」の定義がありません。「設計受託者」の誤記でしょうか、それとも「設計受託者及び工事請負人」を意味していますでしょうか。また、工事監理者や調査受託者は含まれるでしょうか。	「設計建設業務受託者」を「設計受託者等」へと修正し、統一いたします。「設計受託者等」の定義については別紙1をご確認下さい。
5	3	12	5		設計受託者及び下請負人	「・・・入札除外停止者を設計建設業務受託者又は・・・」とありますが、「設計建設業務受託者」の定義がありません。「設計受託者」の誤記でしょうか、それとも「設計受託者及び工事請負人」を意味していますでしょうか。また、工事監理者や調査受託者は含まれるでしょうか。	「設計建設業務受託者」を「設計受託者等」へと修正し、統一いたします。「設計受託者等」の定義については別紙1をご確認下さい。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
6	3	12	5		設計受託者及び下請負人	「入札除外停止者」とは、貴市において指名停止・入札参加除外措置を受けている者との理解でよろしいでしょうか。	本市における入札参加資格停止を受けている者です。
7	3	12	5		設計受託者及び下請負人	「入札除外停止者を・・・としている場合は、・・・解除をもとめることができる」とありますが、設計建設業務受託者または下請負人等が、入札除外停止者になっているときに、本件事業に関する業務受託契約等を締結した場合には解除を求めるもので、業務受託契約等の締結時には入札除外停止者ではなく、その後、設計業務や建設工事を履行中に入札除外停止者となった場合には解除を求めないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	4	15	1		統括責任者		各期間において同一の者が配置されることで業務 の履行が可能であれば1名で構いません。
9	4	16	2		統括責任者の変更	「要請を受けたときは、14日以内に、新たな統括責任者を選出」とありますが、本事業の統括責任者として適当な人材を選出するには期間が短いと思慮します。期日を守るが為に不適当な人材選出をしては市にとっても不利益でしかありません。「原則14日以内」もしくは「迅速に」等の表現に変更頂けないでしょうか。	原案の通りとします。
10	4	16	3		統括責任者の変更	「事業者は、設計・建設期間・開館準備期間・・・」とありますが、「開館準備期間」は「開業準備期間」の誤記でしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
11	5	17	7		本件施設の設計	関連資料とは具体的にどのような資料でしょうか。	契約書の写し、仕様書、当該業務に係る受託業務 割合がわかる資料です。
12	5	17	7		本件施設の設計	「事業者は、・・・設計受託者に委託しようとするときは、関連資料を添えて」とありますが、設計受託者への委託を通知する際に添える「関連資料」とは具体的にどのような資料を想定していますでしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
13	5	17	12		本件施設の設計	設計検討会の主催者は市であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	5	17	12		本件施設の設計		事業者が提案し、市が確認した工程表または現状に即して市が必要があると判断した時です。
15	5	17	12		本件施設の設計	「施設使用者と意見交換を行う設計検討会」の「施設使用者」とは具体的にどのような方でしょうか。貴市の職員でしょうか、それとも、一般の市民の方でしょうか。	施設の利用団体です。
16	5	17	14		本件施設の設計		施設使用者からの意見は事業者がとりまとめるこ ととします。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
17	5	17	14		本件施設の設計	23条の地盤調査等の結果、市が公表した資料では予見できなかった状況が見つかり、工期の延期、事業者の費用の増加、損害等が発生した場合は、第16項の不可抗力ではなく、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	5	17	14		本件施設の設計	合理的と認められる範囲には、金融費用等も含まれると の理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	5	17	14		本件施設の設計	本規定の「増加費用」又は「損害」には、各種変更契約に伴う費用、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	7	23	1		調査業務	地盤変動影響調査とは具体的にどのような調査を想定されていますでしょうか。また、現時点で地盤変動が想定される土地の形質等があればご教示ください。	公共事業に係る工事の施工に起因する地殻変動 により生じた建物等の損害等に係る調査です。
21	7	24	3		本件施設の建設	23条の地盤調査等の結果、市が公表した資料では予見できなかった状況が見つかり、工期の延期、事業者の費用の増加、損害等が発生した場合は、第5項の不可抗力ではなく、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	7	24	3		本件施設の建設	本規定の「増加費用」又は「損害」には、各種変更契約に 伴う費用、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょ うか。	ご理解の通りです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
23	7	24	4		関係諸官庁との協議の遅 延	建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延とありますが、現在、想定されている遅延に影響しそうな事柄があればご教示ください。	
24	8	26	3		事業用地の確保等	合理的と認められる範囲には、金融費用等も含まれると の理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	9	27	1		本件工事に係る工事請負 人等の使用	関連資料とは具体的にどのような資料でしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
26	9	27	1		本件工事に係る工事請負 人等の使用	「事業者は、関連資料を添えて」とありますが、工事請負人に請け負わせる旨の事前通知の際に添える「関連資料」とは具体的にどのような資料を想定していますでしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
27	10	30	3		建設に伴う各種調査	本件土地の地質障害,地中障害物等及び埋蔵文化財等が発見されて場合,協議するとありますが,この協議には,本件引渡日の変更も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	10	30	5		建設に伴う各種調査	合理的と認められる範囲には、金融費用等も含まれると の理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
29	10	30	5		建設に伴う各種調査	「工事に大きな支障を与える」かどうかの判断は事業者が 行うとの理解でよろしいでしょうか。	事業者と市で協議を行い、市が決定します。
30	10	30	5		建設に伴う各種調査	「工事に与える大きな支障」とは、設計変更、工期の変 更、工事費の増減等が発生する場合であるとの理解でよ ろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
31	10	30	5		建設に伴う各種調査	「本件土地に関する障害について, ・・・対応について協議する」とありますが, 市が公表又は事業者に開示した資料から合理的に予測できない障害により事業者に発生した損害又は増加費用については, 合理的と認められる範囲で市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	10	31	1		調査等の第三者への委託		具体的な基準はありませんが、概ね5営業日程度 前までにはいただけることを想定しております。
33	11	32	2		本件施設の建設に伴う近隣対策	合理的に要求される範囲を超えた近隣対策の結果、事業者に生じた費用につきましては、市の負担としていただけませんでしょうか。	市のみの負担とすることは認めません。
34	11	32	5		本件施設の建設に伴う近 隣対策	合理的に要求される範囲を超えた近隣対策の結果、事業者に生じた費用につきましては、市の負担としていただけませんでしょうか。	No.33の回答をご参照ください。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
35	13	37	2		工事の中止等	合理的と認められる範囲には、金融費用等も含まれると の理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
36	14	40	1		完工確認	「出来形部分を最小限破壊して検査することができる」と ありますが、要求水準を満たしている場合は、破壊箇所 の修復費用は市が負担するとの理解でよろしいでしょう か。	事業者の負担とします。
37	14	40	1		市による本件施設の完工確認及び完工確認通知の交付	破壊検査の結果、設計図書のとおりに実施されていると 認められる場合は、破壊検査及びその復旧に要する費用 は市の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	No.36の回答をご参照ください。
38	14	40	4		保険証書提出	完工確認通知書の交付用件として「保険証書の原本付写しを市に提出する」とありますが、保険実務上は保険申込から保険証券発行まで1~2ヶ月は必要になります。つきましては、実際の保険付保手続きを合理的に進める意味でも、保険証書の原本付写しに替えて「保険会社発行の付保証明」でも問題ないように記載を修正いただけませんでしょうか。	保険会社発行の付保証明の提出し、後日「保険証書の原本写し」を提出することも可とします。
39	15	46	1		工期変更に伴う費用負担	合理的と認められる範囲には、金融費用等も含まれると の理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	16	46	2		工期変更に伴う費用負担	「本件施設の引き渡しが遅延した場合」とありますが、定義集にある「本件施設」は一切の施設を指しています。本規定の場合、「各施設」の引渡日の翌日が起算点なるとの理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
41	16	47	1		指定管理者としての指定	指定管理者の指定日はいつでしょうか。	各施設における利用料金の徴収業務が始まる前 までに行う予定です。
42	16	47	1			指定管理者としての指定は、事業者が優先予約者の決定や利用料金徴収を開始する前までに行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	16	48	1		維持管理・運営業務の開 始	指定管理者に指定される日によりますが、指定日が開業 準備業務開始時(竣工引き渡し後)の場合、その指定日 前は指定管理者として利用受付を行い、利用許可証を発 行できないと思われます。その場合、指定日前の利用許 可証発行等、指定管理者としてしか行えない業務は市が 行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	16	49	4		安全管理業務・災害発生 時の対応	「避難所運営マニュアル〜(中略)、協力しなければならない」とありますが、市が想定されている具体的な内容についてご教示ください。	
45	17	49	11 12		安全管理業務・災害発生 時の対応	第11項・第12項は同様の規定と思われます。ご確認をお願いします。	ご理解の通りです。 第12項を削除します。
46	17	50	1		地域防災計画上の本施 設・本用地の位置づけ	「市民文化センターが、~(中略)、災害時においては必要な協力をする」とありますが、市が想定されている具体的な内容についてご教示ください。	新市民体育館や新駐車場の全部または一部の利用制限など事業者が管理する諸施設での必要に 応じた利用調整等を想定しています。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
47	17	50	2		地域防災計画上の本施 設・本用地の位置づけ	「事業者は市から防災上の要請があった際には、必要な協力をする。」とありますが、市が想定されている具体的な内容についてご教示ください。	No.46の回答をご参照ください。
48	18	53	2		本事業契約終了時の備品の取扱い		リース期間は本事業契約満了時としてください。また、取り消し時は事業者が残存期間分を清算して 権利の移転等をしてください。
49	18	53	2		本事業契約終了時の備品の取扱い	本指定の取消し後、「無償で移転し、必要な措置を講じなければならない」場合、事業者は残リース料の支払い等を行うとの理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
50	18	54	1		長期修繕計画	10年経過時の見直しは報告の必要はないとの理解でよろ しいでしょうか。	報告は必要です。
51	18	54	2		長期修繕計画	長期修繕計画作成において、期間は何年度分とすればよろしいでしょうか。入札時に提出する様式9-8_長期修繕計画書と同様(2038年~2052年まで)という理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書P75(10)3)aの通りです。
52	18	55	4		維持管理業務基本業務計 画書,維持管理業務年度 業務計画書の作成・提出	長期修繕計画の提出期限が「●年●月●日」とありますが、いつ、どのようなタイミングを想定されていますでしょうか。	各施設の竣工時に提出することを想定しています。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
53	19	56	1		維持管理業務に係る第三者の使用	維持管理受託者への委託を通知する際に市に提出する「関連資料」とは、どのようなものを想定されていますか。	No.11の回答をご参照ください。
54	19	56	2		維持管理業務に係る第三者の使用	「主たる部分を一括して維持管理再受託者に請け負わせ てはならない」とありますが、主たる部分の定義をご教示 ください。	維持管理業務のうち、当該の大半と同視できる程 度に主要な部分を意味するものとお考えください。
55	19	57	3		維持管理業務	市の責めに帰すべき事由により発生した維持管理業務に 係る費用・損害は市が負担するとありますが、市の指示 による設計変更により維持管理業務に係る費用が増加し た場合も、負担していただけるとの理解でよろしいでしょう か。	
56	19	57	3		維持管理業務	施設利用者の責めに帰すべき事由により、増加費用や本件施設に損害が発生した場合には、帰責者判明の有無に関わらず市が当該増加費用又は当該損害を負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
57	19	57	4		維持管理業務	(全国市有物件災害共済会 建物総合損害共済事業に市が加入する場合)事業者の責めに帰すべき事由による損害が発生し、その建物損害共済を使用できる場合、使用させていただくことは可能でしょうか。	本共済については、指定管理者における施設管理業務も適用となりますが、火災等、偶然の事故による損害(詳細は全国市有物件災害共済会HPを参照願います。)が生じ、市が当該修繕等を行った場合、市が災害共済金の支払いを受けるものであります。ただし、施設管理において、故意若しくは重大な過失又は法令違反のないところで発生した事故が対象となります。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
58	20	59	1		本施設の修繕	「大規模修繕を行う必要が生じないように維持管理業務を実施する」とありますが、事業者が適切な保守管理・修繕を行ってきたにも関わらず、想定しきれない大規模修繕が発生する事態になった場合は、費用の負担方法も含め、協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
59	20	59	3		本施設の修繕	 「大坦塔悠ே」と「東新」の田語の完美について具体的に	修繕は経年劣化したものを当初の性能・機能まで回復すること(例:経年劣化した壁紙の張り替えなど)をいいます。大規模修繕は、そのうち、建物の過半の部分や主要な構築物など、重要な部位や機能を変更を対象とするものをいいます。更新は劣化した設備・備品を新しいものに取り替えること(例:電球の交換)をいいます。
60	20	62	1		第三者に及ぼした損害	適切な維持管理業務を遂行してきた結果の場合、事業者	事業者において責任をご負担いただくこととなるか 否かは市の責めに帰すべき事由により損害が生じ たか否かにより判断されます。
61	21	63	2		維持管理受託者及び下請 負人		ご理解のとおりですので「入札参加除外者」に統一いたします。
62	21	63	4		維持管理受託者及び下請 負人	椎付官理文託有乂は下請負人寺の場合に用は耒務文託 却約竿の紹吟を求めることができる坦宁がちにますが	第4項から「入札参加除外者若しくは」を削除いたします。第4項と第5項の相違は、第5項においてのみ適用範囲の限定がなされている点にあります。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
63	21	63	4		維持管理受託者及び下請 負人	札除外停止者になっているときに、本件事業に関する業 務受託契約等を締結した場合には解除を求めるもので、	業務受託契約等の締結時には入札参加除外者ではなかったとしても、その後、維持管理業務を履行中に入札参加除外者となった場合には解除権を行使しうることとします。なお、解除権行使は第5項に基づいてなされますが、一定の限定がなされている点につき、上記No.62の回答もご確認下さい。
64	21	64	1		設計・建設業務に係る不当 介入に対する措置	「設計業務受託者又は下請負人~(中略) 当該維持管理 受託者又は下請負人等に対して、警察に届けるよう指導 しなければならない」とありますが、事業者ではなく当該 維持管理業務受託者又は下請負人が届ける理由が理解	64条1項は事業者が不当介入を受けた場合を、同 条2項は維持管理業務受託者が不当介入を受けた 場合を定めており、それぞれ不当介入の被害を受 けた主体により警察に届け出ていただく必要があり ます。13条1項及び2項もご確認下さい。なお、64条 2項の「設計業務受託者」は「維持管理業務受託 者」へと修正いたします。
65	21	64			設計・建設業務に係る不当 介入に対する措置	(設計・建設業務に係る不当介入に対する措置)は(維持管理業務に係る不当介入に対する措置)でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 修正します。
66	21	65	1		運営業務基本業務計画 書, 運営業務年度業務計 画書の作成・提出	未務計画書の掟田期限は、「本件51股日の30日削まで」 (第55条) よれてかります。担山期間をずごしている帝國	運営業務は供用開始前から施設の予約受付等が始まることで、人員配置、業務実施スケジュール等を早期に検討すべきであることから、180日前としています。
67	22	66	1		運営業務に係る第三者の 使用	運営受託者への委託を通知する際に市に提出する「関連 資料」とは、どのようなものを想定されていますか。	No.11の回答をご参照ください。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
68	22	67	3		維持管理業務	市の責めに帰すべき事由により発生した運営業務に係る 費用・損害は市が負担するとありますが、市の指示による 設計変更により運営業務に係る費用が増加した場合も、 負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
69	22	67	5		運営業務	れた場合に生じた損害のなかには、運営業務の中断によ	損害については、運営業務の中断により減少した 利用料金相当額と運営業務の中断により減少した 維持管理・運営業務費用を踏まえて、協議のうえで 決定します。
70	23	70	5		自由提案事業及び自由提 案施設事業と事業者らの 直接収入		当初提案の営業時間を変更する場合については、 自由提案施設事業を市が承認するにあたって当初 見込んだ利便性等の事業効果の観点から市との 協議なしに事業者判断のみをもって独自に変更す ることはできない。 また、時間延長等は場合によっては近隣との協議 が必要となるため、事業者判断のみをもって独自 に変更することはできない。
71	23	70	6		自由提案事業及び自由提 案施設事業と事業者らの 直接収入	「行政財産貸付契約」の内容が不明で、違約条項等の事業者リスクが分かりません。具体的な契約書の開示をお願いいたします。	行政財産貸付契約(案)を作成し、公表します。
72	24	74	2		施設整備費の支払	国庫支出金と地方債借入額が予定より少なくなった場合、予定額と実際の金額との差異は、どのように対応される予定でしょうか。	事業契約書(案)別紙103(1)1)のとおり、割賦支 払施設整備費となります。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
73	25	77	1		維持管理・運営費の減額 等		市の責めに帰すべき事由、要求水準書の不備若しくは市による変更に伴う維持管理費用の増加については、第57条3項、運営費用の増加については、第67条3項にて定めています。
74	27	80	1	(9) (10)	全部引渡し前の事業者の 債務不履行等による契約 解除	(9)「この契約」および(10)「この契約」は、「本事業契約」 と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
75	28	80	4		全部引渡し前の債務不履 行等	出来高が存在する場合、出来形を確認し、原則、市が買い取る条件に変更いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
76	28 29	81	1	(6) (7)	全部引渡し後の事業者の 債務不履行等による指定 管理者の指定の取消し	(6)「この契約」および(7)「この契約」は、「本事業契約」と 同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
77	29	81	3		全部引き渡し後の事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し	違約金の額がサービス購入費C, D, Eの1年間分に相当する額に消費税等を加算した額の10%とされていますが, この「1年間分」は, 違約金支払年度の1年間分との理解でよろしいでしょうか。	サービス購入費C、D及びEの総額を事業期間で除して算出される1年分とご理解いただきますようお願いいたします。
78	35	94	1		契約保証金	契約保証金の設定期間が「本件施設の設計・建設期間中」「維持管理・運営期間中」とありますが、第80条及び第81条の違約金の設定期間と同一で、それぞれ「本件施設全ての引渡前までの期間中」「本件施設全ての引渡以降の期間中」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
79	35	94	1	(2)	契約保証金	サービス購入費C~Eの1年分というのは、当該年度におけるサービス購入費が基礎となる理解でよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	
80	35	94	6		契約保証金	施設引渡しのあった施設に関わる契約保証金を返還するとあるため、履行保証保険で契約保証金を納付する場合でも、各施設引渡しの都度、保険金額を減額しても問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。
81	36	94	6		契約保証金	本件施設の一部施設を引き渡した場合,契約保証金の一部を返還していただけることになっておりますが,第80条の違約金額は全ての施設の引渡が完了するまで,減少しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
82	36	96	1		法令変更による増加費用・ 損害の扱い	本条に規定の法令変更による増加費用又は損害の負担 方法は、法令変更による契約解除に伴い事業者に発生し た費用・損害にも適用されるとの理解でよろしいでしょう か。	ご理解の通りです。
83	37	98	1		不可抗力による増加費用・ 損害の扱い	本条に規定の不可抗力による増加費用又は損害の負担 方法は、不可抗力による契約解除に伴い事業者に発生し た費用・損害にも適用されるとの理解でよろしいでしょう か。	不可抗力による契約解除の場合は、87条2項および88条3項により処理されます。
84	37	99			公租公課の負担	消費税率が変更した場合,変更した税率に基づき計算された消費税等相当額が貴市から支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
85	37	102	4			監査役に関する規定がありませんが, 監査役に関しては 報告は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	37	103	1			年間業務報告書とは、会社法第435条第2項に規定の「事業報告」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
87	38	105	1		秘密保持	「秘密」とは具体的にどのような情報を指すのでしょうか。 「秘密」と明示された書面情報についてのみ、秘密保持の 対象とさせていただけませんでしょうか。	